令和５年度兵庫県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

１　目　的

 ２種免許状所有者が１種免許状を取得できるよう、また、特別支援学校教諭２種免許状の取得を希望する者がその免許状を取得できるよう、認定講習を実施し現職教員の資質の向上を図ることを目的とします。

２　開講科目及び日程等

　　別表のとおり

３　受講対象者

　　原則として兵庫県内に勤務する教員（私立学校教員を除く。）を対象とします。

（１）１種免許状取得関係（免許法第６条別表第３、第６又は第６の２による取得）

　　　小・中・高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭等でそれぞれの基礎免許状が２種免許状である者。　（特別支援学校教員で基礎免許状が小・中・高等学校の２種免許状である者を含みます。）

（２）特別支援学校教諭２種免許状取得関係（免許法第６条別表第７による取得）

 　特別支援学校に勤務する教員で当該学校教諭２種免許状を有しない者。

　　　（特別支援学級を担当する教員及び将来特別支援学校に勤務しようとする教員を含みます。）

　　　※既に特別支援学校教諭２種免許状取得のための単位を修得している場合は、修得済みの単位の科目と重複した科目の講習を申し込むことのないよう注意してください。

（３）隣接校種免許状取得関係（免許法第６条別表第８による取得）

１種免許状取得用に開講している科目のうち、別表第８対応科目（別表に記載）については、隣接校種免許状取得に使用できます。 ただし、１種免許状取得用の申込者の受講を優先します。

　　 ※兵庫県内の受講希望者を優先して選考し、定員に満たなかった際には他府県の受講希望者についても選考します。

４　単位の認定

 当該単位の課程として定めた講義の全時間に出席し、かつ、講師が行う試験又はレポート等の成績審査に合格した場合に各科目１単位の認定を行います。

５ 受講申込手続

（１）提出書類

 学校長は下記の書類を取りまとめのうえ、提出してください。

 ア　令和５年度兵庫県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書送付一覧表

 　 （１種・隣接校種免許状関係分････様式１、特別支援学校教諭2種免許状関係分････様式２）

 イ　令和５年度兵庫県教育委員会教育職員免許法認定講習　受講申込書(個人票)

 （１種・隣接校種免許状関係分････様式３、特別支援学校教諭2種免許状関係分････様式４）

 ウ　受講登録一覧表（様式５）

 様式３、４について、それぞれ作成してください。

　　　※なお、県立学校及び管内市町組合立学校に係る申込書を取りまとめた市町組合教育委員会については、様式１～４を紙媒体で提出したうえで、様式５の電子ファイルを下記（２）ア のメールアドレスに送信してください。

（２）提出先

 ア 県立学校・県内国立学校

 〒　６５０－８５６７ 神戸市中央区下山手通５－１０－１

兵庫県教育委員会事務局　教職員企画課　管理・免許班　島津

　　　　（様式５の提出先メールアドレス）Asuka\_Shimazu@pref.hyogo.lg.jp

イ　市町組合立学校 　　　　各市町組合教育委員会

（各市町組合教育委員会が取りまとめて兵庫県教育委員会事務局教職員　企画課　管理・免許班へ提出してください。）

　　ウ　県外の学校　　　　　　各府県教育委員会

（各府県教育委員会が取りまとめて兵庫県教育委員会事務局教職員企画課　管理・免許班へ提出してください。）

* 郵送の場合は、封筒の表に「認定講習受講申込書在中」と朱書するとともに、左に「所属コード」を記入してください。

（３）提出期限（厳守）

 　 令和５年６月９日（金）（必着）

（４） 受講申込書及び受講登録一覧表記入上の注意

 ア　各様式はコピーして使用してください。

 イ 枠内のすべてを楷書で正しく丁寧に記入してください。

 ウ　受講申込書と受講登録一覧表の記載内容は必ず一致させてください。

　　エ 日程が重複する講習を申込むことはできません。いずれか１科目のみを申込んでください。

　　オ　基礎となる免許状欄は、取得を希望する免許に関連するもののみ記入してください。

 カ　受講希望者が募集人員を上回った場合には、担当領域、取得希望領域、既修得科目、単位数等を考慮して受講者を決定します。

 　 キ　既修得科目については、単位修得証明書（学力に関する証明書）を確認のうえ、正しく記入してください。

ク　提出後のエラー修正が多い場合などは、受講決定通知が夏季休業前に届かない場合がありますので、提出前には、記載内容を入念に確認してください。

６　受講許可

 　受講の許可・不許可の通知は、後日「受講決定通知書」で行います（7月初旬予定）。

７　気象警報発令時の取扱い

　　原則として警報が出ている場合も開講しますが、場合によっては休講とします（詳細は別途連絡）。

８ 欠席等について

（１）やむを得ない理由で欠席しなければならない場合は、学校長の承認を得たうえで、必ず開講の前日までに様式６による欠席届を兵庫県教育委員会事務局教職員企画課長あて提出してください。（市町組合立学校は各市町組合教育委員会を経由して提出してください。）

　　　もし、受講期間中に欠席があった場合は、その科目の単位の認定はできません。

（２）遅刻は認められません。また、受講にあたっては、教育公務員としての品位を保ち、講師及び会場の職員に対しては礼節をもって接するよう心がけてください。

９　服務の取扱いについて

　当講習を受講する場合は、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第２条第８項（昭和３９年７月１７日人事委員会規則第１１号）の規定が適用される者については、「職専免」とします。

10　その他

（１）当講習は文部科学省へ申請予定であり、開設科目、科目区分、時間数、時間講師などは予定であり、変更となる可能性があります。その場合は、講習の一部又は全部について変更や中止することがありますので、その旨ご留意いただき、今後の連絡に注意してください。

（２）当講習で修得した単位と、他府県の認定講習や通信制大学等で修得した単位を併用して、免許状取得に必要な単位を揃えることができます。

　　　この場合は、「教育職員の免許状の授与等に関する規則」（昭和５４年３月１３日付け教育委員会規則第２号）に定める単位の修得方法に従って修得するようにしてください。

（３）各講座とも申込者数が１０名に満たない状態が３年連続した場合は、翌年から廃講する場合がありますので、できるだけ早く受講してください。

（４）認定講習は公務災害の対象外です。けがを負った場合は自己責任となるので、ご注意願います。